

保健福祉課

議案第80号 指定管理者の指定について  
(港区立公衆浴場ふれあいの湯)

1 施設名称等

施設名称	所在地
港区立公衆浴場ふれあいの湯	港区芝二丁目2番18号

2 非公募による指定管理者候補者の選定の経過及び理由

(1) 経過

港区立公衆浴場ふれあいの湯の指定管理期間は、令和4年3月31日に終了するため、令和4年4月1日から新たな指定管理期間における指定管理者を指定する必要があります。

令和3年7月28日(水)に開催された港区指定管理者選定委員会において、非公募により指定管理者候補者を選定しました。

(2) 非公募の理由

港区指定管理者制度運用指針Ⅲ-1-(2)-④-ア「施設の性格や設置目的等から、特定の事業者により管理を行わせる明確な理由がある場合」に該当するためです。

港区浴場組合は、施設開設時、公の施設の管理運営の受託を目的として、区の依頼に基づき、区内のすべての公衆浴場経営者が加入する東京都公衆浴場業生活衛生同業組合港支部内に設立された団体であり、開設以来、公衆浴場の事業者としての役割を支障なく十分に果たし、地域の期待に答えてきています。さらに、今後のサービスの維持・向上に対する取組みにより、今後も満足度の高いサービス提供が期待できます。

また、公衆浴場の管理運営業務は、勤務時間が深夜まで長時間に及ぶ厳しい業務であり、浴槽ろ過循環装置、ボイラー、循環ポンプ等の機械操作やレジオネラ属菌対策等の衛生保持といった特殊な知識や経験などが必要です。区内のすべての公衆浴場経営者で組織される港区浴場組合は、浴場経営に関する豊富なノウハウを備えており、公衆浴場の円滑な管理運営を継続させ、利用者にとって満足度の高いサービスを提供できる最良の事業者です。

### 3 選定された事業者

名 称	港区浴場組合
所在地	港区南青山三丁目12番3号
代表者	代表業務執行組合員 大倉 正敬

### 4 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）

### 5 今後の予定

令和4年4月1日 指定管理者による管理運営の開始（継続）

## 指定管理者候補者選定調書（非公募用）

担当部課名 保健福祉支援部保健福祉課

## ●指定の概要

施設名	港区立公衆浴場ふれあいの湯
事業者名	港区浴場組合
事業者所在地	東京都港区南青山三丁目 12 番 3 号
事業者代表者	代表業務執行組員 大倉 正敬
指定期間	令和 4 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日（5 年）
公募・非公募の区別	非公募

## ●主な事業提案

業務内容	概要
管理運営業務	<p>ふれあいの湯が、区民の衛生水準の確保を基本理念とした施設であることを踏まえ、社会福祉事業に関する熱意を有しつつ、利用者へ適切に対応するよう努めます。また、区民のコミュニケーションの場であることを踏まえ、利用者間の交流促進に努めます。</p> <p>区民無料開放デー等の無料入浴サービス及び健康をテーマとした健康入浴推進イベントを実施します。</p>

## ●収支計画

（金額：千円）

区分	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	合計
職員人件費	12,892	13,146	13,399	13,666	13,940	67,041
光熱水費	4,668	4,668	4,668	4,668	4,668	23,340
修繕費	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430	7,150
事業運営費	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	16,000
施設管理経費	3,287	3,287	3,291	3,219	3,219	16,300
歳出合計	25,476	25,731	25,987	26,182	26,456	129,830
指定管理料	25,476	25,731	25,987	26,182	26,456	129,830
歳入合計	25,476	25,731	25,987	26,182	26,456	129,830

※ 各区分の端数調整はしていないため、合計欄と一致しない場合があります。

## ●非公募の理由

(1)「港区浴場組合」は、施設開設時、公の施設の管理運営の受託を目的として、区の依頼に基づき、区内のすべての公衆浴場経営者が加入する東京都公衆浴場業生活衛生同業組合・港支部内に設立された団体であり、開設以来、公衆浴場としての役割を支障なく十分に果たし、地域の期待に応えてきています。さらに、今後のサービスの維持・向上に対する取組みにより、今後も満足度の高いサービス提供が期待できます。

(2)公衆浴場の管理運營業務は、勤務時間が深夜まで長時間に及ぶ厳しい業務であり、浴槽ろ過循環装置、ボイラー、循環ポンプ等の機械操作やレジオネラ属菌対策等の衛生保持といった特殊な知識や経験などが必要です。区内のすべての公衆浴場経営者で組織される「港区浴場組合」は、浴場経営に関する豊富なノウハウを備えており、公衆浴場の円滑な管理運営を継続させ、利用者にとって満足度の高いサービスを提供できる最良の事業者です。

以上のことから、「港区指定管理者制度運用指針」Ⅲ－１－（２）－④－ア「施設の性格や設置目的等から、特定の事業者管理を行わせる明確な理由がある場合」に基づき、非公募とします。